

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主要内容	改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
1		① 口頭での分納誓約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約は文書により行うことが基本であるが、実際には、口頭での分納誓約が事実上行われている。口頭での分納誓約案件のうち、実際には納付されないまま、滞納者が亡くなるなどのケースがあった。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上も留意されたい。</p>	<p>本件については複数部署に関係する指摘であることから関係部署で協議を進めており、書面による分納誓約の有効性は確認しましたが、分納の内容や履行状況、また債務者の負担等を考慮し、債権管理課にて書面による分納誓約の全体的な基準を設けることとしました。</p> <p>今後は基準が示された後、当該債権についての具体的な基準について引き続き検討を進めます。</p>	検討中	収納課	財政部	収納課	49
5	[債権番号101] 1. 市税収入及び国民健康保険税に係る未収債権について	⑤ 延滞金の調定について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。</p> <p>納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、市税及び国民健康保険税の延滞債権の本科等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 市税及び国民健康保険税の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づき、本税が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。</p> <p>確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要かどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。</p> <p>また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金については、現行のシステムでは事前調定とすることが難しいため、実務を行っている関係各課に照会を行い、確定延滞金の調定に伴う問題を抽出し、集約した結果をもって債権管理課を中心にシステム改修を検討します。</p>	検討中	収納課	財政部	収納課	52
11		① 口頭での分納誓約の方法について	指摘	<p>【現状・問題点】 分納誓約による時効の中断は、滞納債権が2年間の経過により債権として消滅するのを防ぐ努力の成果であると評価することができる。その一方で、分納誓約に際しては文書により滞納者から申請を受け、決定することが適切な債権の確保のためには必要である。</p> <p>【結果】 口頭での分納誓約には、分納計画の不履行の危険性が極めて高いため、文書での誓約を可能な限り実施することが肝要である。したがって、分納誓約は口頭ではなく、正式な文書で行うべきことについて実務上留意されたい。</p>	<p>本件については複数部署に関係する指摘であることから関係部署で協議を進めており、書面による分納誓約の有効性は確認しましたが、分納の内容や履行状況、また債務者の負担等を考慮し、債権管理課にて書面による分納誓約の全体的な基準を設けることとしました。</p> <p>今後は基準が示された後、当該債権についての具体的な基準について引き続き検討を進めます。</p>	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	62
16	[債権番号：102] 2. 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る未収債権について	⑥ 国民健康保険料等に係る延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる（柏市財務規則第29条第1項第3号）。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている（柏市財務規則第33条第1項）。</p> <p>納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、国民健康保険料等の延滞債権の本科等が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は、柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 国民健康保険料等の滞納債権に係る確定延滞金については、柏市財務規則（柏市財務規則第29条第1項第3号）に基づき、その算定の基礎となる本科等が完納した時点で「原因が発生したとき」と判断し、その時点で調定を行われたい。</p> <p>確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要かどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。</p> <p>また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p> <p>なお、国民健康保険料においては、その納期が年間10回と細分化されているうえ、分納を行っている滞納者が多数存在することにより、事前の調定や通知を行うことが現状では難しい面もあるものと考えられる。したがって、法律による行政の原則上は関連法令等を遵守する義務があるが、行政の実態に即した規則等の合理的な見直しについても検討する必要があるものとする。</p>	<p>延滞金については、現行のシステムでは事前調定とすることが難しいため、実務を行っている関係各課に照会を行い、確定延滞金の調定に伴う問題を抽出し、集約した結果をもって債権管理課を中心にシステム改修を検討します。</p>	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	67

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
26	[債権番号：103] 3. 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)に係る未収債権について	⑨ 介護保険料に係る延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 したがって、納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の延滞債権の本料が納付されたときには、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定に関する規定に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 介護保険第1号被保険者保険料(普通徴収)の滞納債権が納付された場合の確定延滞金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	延滞金については、現行のシステムでは事前調定とすることが難しいため、実務を行っている関係各課に照会を行い、確定延滞金の調定に伴う問題点を抽出し、集約した結果をもって債権管理課を中心にシステム改修を検討します。	検討中	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	85
30	[債権番号：104] 4. 保育料に係る未収債権について	③ 延滞金の調定行為について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因の発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから延滞金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。ちなみに納入の通知は歳入の調定をしたときは「遅くとも納期限の7日前までに納入義務者にこれを通知しなければならない」としている(柏市財務規則第33条第1項)。 納入の通知に関する見解の相違はあるが、少なくとも、本料が納付された後には、延滞金の額が確定するため、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p>【結果】 保育料の滞納債権が納付された場合の延滞金(以下「確定延滞金」という。)については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行われない。 確定延滞金の調定時期に関する現在の事後調定のルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、延滞金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。 また、確定延滞金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	延滞金については、現行のシステムでは事前調定とすることが難しいため、実務を行っている関係各課に照会を行い、確定延滞金の調定に伴う問題点を抽出し、集約した結果をもって債権管理課を中心にシステム改修を検討します。	検討中	保育運営課	子ども部	保育運営課	95
36	[債権番号：201] 1. 生活保護費返還金債権に係る未収債権について	② 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 生活保護費返還金債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の消費等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に事務的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針とします。 その他の滞納者については、当人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしますが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。	検討中	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	111

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
48	[債権番号: 203] 3. 過年度戻入債権に係る未収債権の基本情報について	② 履行延期の特約等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 過年度戻入債権においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の消費等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。 実務上、履行延期の特約等の意思決定をどの段階で行うかに関しては、分納の誓約を取り交す際に、事後的に履行延期の特約等を部長等による決裁により行われた際にはその分納誓約は効力を発する旨の、条件付きの分納誓約とすること等が現実的であるものと考えられる。 なお、生活保護制度の目的から、生活保護費返還金債権については、生活保護特有の事情を加味した上で、より慎重な対応をされたい。</p>	<p>非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針とします。 その他の滞納者については、本人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしませんが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。</p>	検討中	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	127
56	[債権番号: 204] 4. こどもルーム保育料に係る未収債権の基本情報について	⑤ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> こどもルーム保育料の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、こどもルーム保育料の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p><b>【結果】</b> こどもルーム保育料の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金の徴収を開始する予定ですが、徴収開始時期や端数計算等に関しては、延滞金・遅延損害金を徴収していない他の債権と足並みを揃えて進めてまいります。 私債権においては債権管理条例の改正を行う予定であり、非強制徴収公債権においても同タイミングでの徴収開始を検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。</p>	検討中	学童保育課	こども部	学童保育課	139
62	[債権番号: 205] 5. 児童扶養手当返還金に係る未収債権について	⑥ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 児童扶養手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童扶養手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 児童扶養手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の遡及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金の徴収を開始する予定ですが、徴収開始時期や端数計算等に関しては、延滞金・遅延損害金を徴収していない他の債権と足並みを揃えて進めてまいります。 私債権においては債権管理条例の改正を行う予定であり、非強制徴収公債権においても同タイミングでの徴収開始を検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。</p>	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	150

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
66	〔債権番号：206〕 6. 児童手当返還金及び子ども手当返還金に係る未収債権について	③ 延滞金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 児童手当返還金及び子ども手当返還金の滞納債権に係る延滞金については、請求したことがない。現在、非強制徴収公債権の滞納に係る延滞金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために現在債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、延滞金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 非強制徴収公債権の滞納に際しては柏市債権管理条例上、延滞金が発生しているため、児童手当返還金及び子ども手当返還金の延滞債権が納付された段階で延滞金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 このような延滞金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、柏市債権管理条例上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、延滞金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 児童手当返還金及び子ども手当返還金の延滞債権に係る延滞金については、柏市債権管理条例上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該延滞金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 また、確定延滞金の調定の適及については信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>延滞金の徴収を開始する予定ですが、徴収開始時期や端数計算等に関しては、延滞金・遅延損害金を徴収していない他の債権と足並みを揃えて進めてまいります。 私債権においては債権管理条例の改正を行う予定であり、非強制徴収公債権においても同じタイミングでの徴収開始を検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。</p>	検討中	子ども福祉課	子ども部	子ども福祉課	160
81	〔債権番号：209〕 9. 一般被保険者返納金及び退職被保険者返納金に係る未収債権について	④ 催告書の発送事務の適時性について	指摘	<p>【現状・問題点】 催告書の発送時期については、規定が存在しないが、督促状に明記している納期限（発行日から起算して10日後）に納付されなかった事実を把握したときから速やかに催告を行うことが期待されているものとする。しかし、催告書の中には、督促状の発行日から起算して約2年以上経過して催告書を債務者に発行している事例があった。 この催告書の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、催告書の交付を適時適切に実施する必要がある。</p> <p>【結果】 催告書の発行時期については、合理的なルールを設定し、そのルールが守られているかどうかについても、市所管課内部で検証する仕組みを構築されたい。</p>	<p>催告に関しては、収納率向上の観点からも、全庁的な方針として催告の手段、時期及び回数に関する基準を必ず設定することとしました。 今後は基準の設定を含めて、当該債権についての運用方法を検討します。</p>	検討中	保険年金課	市民生活部	保険年金課	184
84	〔債権番号：301〕 1. 訴訟費用に係る未収債権について	イ. 分割納付の手続について	指摘	<p>【現状・問題点】 柏市では、訴訟費用の確定の後に、債務者に対し書面又は電話で一括返済を求め、一括返済に応じなかった債務者のうち、分納による支払を求める債務者に対しては、事実上分納に応じている。しかし、訴訟費用は私債権であり、分納に応じる場合には、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期の特約の手続を採る必要があるところ、柏市では同手続を採っていない。</p> <p>【結果】 訴訟費用について、債務者に分納を認める場合には、履行延期の特約の手続を採られたい。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収においては、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。訴訟費用も私債権に該当するため、この方針で進めます。 その他の滞納者については、本人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしませんが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。</p>	検討中	債権管理課	財政部	債権管理室	189
86	② 遅延損害金の徴収について		指摘	<p>【現状・問題点】 確定した訴訟費用については、遅くとも債務者が訴訟費用額の確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5%の割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務者名義としての訴訟費用額の確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からは、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の適及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正（端数計算等の規定の新設）をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。</p>	検討中	債権管理課	財政部	債権管理室	190

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
89	[債権番号：302] 2. 強制執行費用に係る未収債権について	② 遅延損害金の徴収について	指摘	<p>【現状・問題点】 建物明渡の強制執行費用については、遅くとも債務者が強制執行費用額確定通知書を受領した日の翌日から返済日までの間に年5パーセントの割合による遅延損害金が発生すると考えられる。当該遅延損害金については、債務名義としての強制執行費用額確定通知書には含まれないものの、法的には請求可能であるところ、柏市では遅延損害金を債務者に請求していない。</p> <p>【結果】 債務者間の公平の見地からも、債務者ごとに遅延損害金を計算した上で、発生した遅延損害金を請求されたい。 なお、確定遅延損害金の調定の適及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとしてもやむを得ないものとする。</p>	遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正（端数計算等の規定の新設）をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。	検討中	債権管理課	財政部	債権管理室	196
98	[債権番号：304] 4. 過誤払返還金に係る未収債権の基本情報について	⑥ 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 過誤払返還金においては、返納額が確定した後、債務者（又は家族）から分割納付したいとの申し出があった場合、障害福祉課長が裁量し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の裁量がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の裁量を行われないものとする。</p>	全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。柏市福祉手当の過誤払返還金も私債権に該当するため、この方針で進めます。 その他の滞納者については、本人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしませんが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。	検討中	障害福祉課	保健福祉部	障害福祉課	210

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
103		② 履行延期の特約等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 本事業の過誤払返還金においては、返還額が確定し、返還期限を平成27年3月31日とした納入通知書等を送付した後、債務者から分割納付したいとの申し出があり、同年3月9日に分納誓約書が提出されたため、障害者相談支援室長が決裁し、債務者に分割納付を認めている。つまり、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費用等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。 本件過誤払金の当事者は法人であり、上記の方針に該当しないため、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしませんが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。</p>	検討中	障害福祉課	保健福祉部	障害者相談支援室	221
104	[債権番号：306] 6. 過誤払返還金に係る未収債権について	③ 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 過誤払返還金の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続の中で、遅延損害金は必ずしも算定する必要がないものと、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、過誤払返還金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・調定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 過誤払返還金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、指定障害福祉サービス事業者は、障害者が可能な限り身近な場所で日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスを受けるためのサービス提供事業を担っており、国や市で定められた報酬により事業運営をしている。このため、遅延損害金の請求に際しては、障害福祉サービスの利用状況及び利用実績並びに滞納者の財政状況を確認する等、遅延損害金を課すことで利用者が本来受けられる障害福祉サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	<p>遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正（端数計算等の規定の新設）をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。</p>	検討中	障害福祉課	保健福祉部	障害者相談支援室	224

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
105		① 履行延期の特約等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定（地方自治法施行令第171条の6第1項）が適用される。 市営住宅等使用料においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の裁決がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費消等を勘案すると適正な統制活動や監視活動（モニタリング）が十分に機能していないものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われたい。</p>	<p>全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針としました。市営住宅使用料も私債権に該当するため、上記の方針を進めます。 その他の滞納者については、本人の負担を考慮し、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしますが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	228
106	[債権番号：307] 7. 市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料に係る未収債権について	② 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 市営住宅等使用料の滞納債権に係る遅延損害金については、請求したことがない。担当課では、他の私債権に係る遅延損害金を算定・請求していないことを認識していることから、市営住宅等使用料の遅延損害金だけ算定・請求することは整合性に欠けると考えている。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、その検討結果を待って対応することとなっているようである。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、市営住宅等使用料の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての調定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・調定行為・請求等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保金が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p><b>【結果】</b> 市営住宅等使用料の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、調定行為を行い、滞納者へ請求を行われたい。 なお、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底の動きに留意されたい。 また、確定遅延損害金の調定の適及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	<p>遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正（端数計算等の規定の新設）をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	229
108		④ 不納欠損処分に伴う遅延損害金の処理について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b> 柏市債権管理条例の規定では、「市の債権を放棄するときは、当該市の債権につき既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金についても放棄するものとする。」(同条例第8条第2項)としている。 しかし、市営住宅等使用料の未収債権の放棄及び不納欠損処分の際には、履行の遅延に伴い発生している遅延損害金については一切の会計処理を行っていない。</p> <p><b>【結果】</b> 市の債権を放棄する際には当該債権につき既に発生した遅延損害金についても、速やかに算定し、調定を行い、かつ、本料の債権放棄及び不納欠損処分と同時にそれに伴う遅延損害金を放棄するとともに、会計上、不納欠損処分を行う必要があるものとする。 公債権の場合と異なり、柏市債権管理条例第8条第2項に明文の規定がある以上、少なくとも当該条例施行以降の該当案件を対象として、遅延損害金の算定が可能な仕組みを構築することに努力された。</p>	<p>遅延損害金徴収開始年度以降に発生した元金を放棄する場合は、放棄時点での遅延損害金も計算し、議会報告することとしますが、端数処理等については引き続き検討を進めます。</p>	検討中	住宅政策課	都市部	住宅政策課	232

管理番号	監査対象/テーマ	項目	指摘/意見	主要内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方、対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
132	〔債権番号：311〕 11. 市場施設使用料及び電気料立替金に係る未収債権について	② 市場施設使用料等の遅延損害金の徴収について(指摘)	指摘	<p>【現状・問題点】 公設市場がこれまで実務上前提としてきた市場施設使用料の法的性格については、私債権であると判断している。電気料立替金の法的性格についても、私債権であると判断している。私債権の場合、民法の規定により遅延損害金が発生しているため、遅延損害金の算定が可能になり、債務者に請求する必要がある。しかし、公設市場はこれまで督促状、催告書に遅延損害金の徴収に関する付記もなく、遅延損害金を徴収してこなかった。 なお、市場施設使用料の法的性格については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例の改善措置命令等の規定から公債権である性格が強く、非強制徴収公債権であると判断することもできる。公債権と考えた場合でも、今後未収債権の時効管理等において、リスク・マネジメントに留意する必要がある。</p> <p>【結果】 市場施設使用料の法的性格を私債権と踏襲するにしても、電気料立替金に係る遅延損害金と同様、民法の規定に基づき遅延損害金を算定し徴収されたい。 なお、全庁的に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、さらに債権管理室を中心に非強制徴収公債権の延滞金や私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。</p>	遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正(端数計算等の規定の新設)をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。	検討中	公設市場	経済産業部	公設市場	269
138		② 履行延期の特約等について	指摘	<p>【現状・問題点】 非強制徴収公債権や私債権では、履行延期の処分及び特約の規定(地方自治法施行令第171条の6第1項)が適用される。 滞納繰越分返納金においては、債務者からの申請に基づき事実上、分割納付を認める実務が進められている。 しかし、現在の事実上の分納には、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないため、履行期限の延長に係る意思決定のルールに不備があり、適正な牽制の仕組みが整備されていないものと考えられる。また、このような分納計画の事実上の承認に対して、債権が回収できない現実のリスクやそのための事務費用の費用等を勘案すると、適正な統制活動や監視活動(モニタリング)が十分に機能していないものとする。</p> <p>【結果】 債務者から履行期限の延長の申請がある場合は、直接、分割納付の誓約等の手続に進むのではなく、その前に、履行期限の延長に係る申請を受けて、適正な審査を行い、履行期限の延長に係る所管部課長の決裁を行われない。</p>	全庁的な検討の結果、非強制徴収公債権や私債権の徴収において、生活保護受給者等の生活困窮者を中心として履行延期の特約等の制度を適用していく方針とします。 本件返納金の当事者は法人であり、上記の方針に該当しないため、事実上の分納の活用を継続し、分納を認める際は簡易決裁により意思決定をするものとしますが、意思決定の方法について引き続き検討を進めます。	検討中	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	280
139	〔債権番号：312〕 12. 滞納繰越分返納金に係る未収債権について	③ 遅延損害金の算定及び請求等について	指摘	<p>【現状・問題点】 滞納繰越分返納金の滞納債権に係る遅延損害金については、これまでに分割納付の納期限までに申し出なく納付がないことがなかったため、遅延損害金を課することがなかった。現在、私債権の滞納に係る遅延損害金の算定・請求については、全庁的に統一した取り扱いを行うために債権管理室が検討を行っていることから、検討結果により対応する予定となっているが、監査手続きの中で、現在の事実上の分納では、履行期限を延期すること自体の決裁がなされていないにも拘らず、分割納付の納期限までに納付がなかった場合にのみ遅延損害金が発生するという、誤った認識に基づいて債権管理を進めているのが現状であることを懸念する。 私債権の滞納に際しては民法上、年5%の遅延損害金が発生しているため、滞納繰越分返納金の延滞債権が納付された段階で遅延損害金を算定し、請求しなければならないが、事務処理の現状として、会計処理としての測定行為も滞納者への請求行為も行われず、したがって、債権放棄の手続も行われていない。 遅延損害金の算定・請求・測定行為等の未実施は、本来、民法上発生している市の債権の保全が合理的になされていないことを意味し、遅延損害金に係る債権の管理に関する統制活動の整備及び運用に問題があるものとする。</p> <p>【結果】 滞納繰越分返納金の延滞債権に係る遅延損害金については、民法上発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で、金額を算定することができるため、今後は、当該遅延損害金を算定し、測定行為を行い、滞納者へ請求を行われない。 また、全庁的に私債権の遅延損害金に係る原則的な取扱いとその認識に相違がみられるため、これまでも全庁的な周知徹底は進められてきたようであるが、更に、債権管理室を中心に私債権の遅延損害金の取扱いに係る原則的な認識の周知徹底に留意されたい。 なお、有限会社Iについては、他自治体にも同様の滞納債権があり、遅延損害金の請求に際しては、他自治体での遅延損害金の取り扱いにも留意するとともに、利用者が本来受けられる介護保険サービスが受けられない等の不利益が生ずることがないように、十分に精査した上で適切な対応をされたい。</p>	遅延損害金の徴収を開始する予定ですが、債権管理条例の改正(端数計算等の規定の新設)をし、他の私債権と足並みを揃えた上で徴収を開始することを検討していることから、徴収開始までには一定期間を要する見込みです。	検討中	高齢者支援課	保健福祉部	介護保険課	281



管理番号	監査対象/テーマ	項目		指摘/意見	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方, 対応状況	措置等対応状況の区分	所管課	部局	監査実施時の所管課	報告書ページ
154	[債権番号:314] 14. 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収債権について	① 違約金について	ア. 違約金(遅延損害金)債権の事後調定について	指摘	<p><b>【現状・問題点】</b>                      違約金(遅延損害金)については、母子父子寡婦福祉資金システム上で自動計算され、滞納している償還金が納付されるまでは金額が確定しないが、滞納している償還金が納付された場合はその時点で違約金が確定し、違約金を当該滞納者に請求することとなる。しかし、財務会計上の調定行為は、その請求時点では行われておらず、違約金が納付されたことを確認してから調定行為が行われている(事後調定)。                      一方、収入の調定は事前の調定が原則である。そして、柏市財務規則によると、「随時の収入で納入の通知を発するもの」は、「原因が発生したとき」に調定を行うことが規定されていることから、違約金の調定時期は、納入通知を発したときと考えられる(柏市財務規則第29条第1項第3号)。                      したがって、滞納していた母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金が納付されたときに、違約金の納入の通知を発する際に、調定を行わない現在の実務は柏市財務規則に規定する調定行為の原則に反するものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b>                      母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納債権が納付された場合の違約金については、柏市財務規則(柏市財務規則第29条第1項第3号)に基づいて、「原因が発生したとき」に調定を行いたい。                      違約金の調定時期に関する現在の事後調定の実務的なルールにつき、変更を要するものと考えられるため、全庁的な調整が必要であると考えられる。その際には、関係所管課において、現在の調定時期の正当性を検討し、違約金の調定時期に関して規定へ明記するかどうかや現在の規定の修正が必要であるかどうかを判断して、全庁的に統一した取扱いを周知されるよう要望する。                      また、確定違約金の調定の遡及については、信義則等を考慮すると、少なくとも今後発生するものに対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。</p>	延滞金については、現行のシステムでは事前調定とすることが難しいため、実務を行っている関係各課に照会を行い、確定延滞金の調定に伴う問題点を抽出し、集約した結果をもって債権管理課を中心にシステム改修を検討します。	検討中	こども福祉課	こども部	こども福祉課	310